

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	予防接種関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

紀美野町は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

紀美野町長

## 公表日

令和7年11月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ①予防接種法による予防接種の実施、委託料支払い、実費の徴収に関する事務 ②対象者に個人通知するための情報を管理する。 ③接種等の記録(氏名、年齢、住所、実施日、接種医療機関等)を管理する。 ④接種等の記録から統計報告を行う。 ⑤マイナポータルのサービス検索による被接種者への接種記録の提供を行う。 ⑥予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。  情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 第9条第1項 別表第14項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第2条 表25項、表27項、表28項、表29項  ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第27条、第28条、第155条、第156条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	紀美野町保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	紀美野町総務課 〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木287 電話:073-489-2430

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	紀美野町保健福祉課 〒640-1121和歌山県海草郡紀美野町下佐々1408-4 電話073-489-9960
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	現時点で個人情報を扱う上でのトラブルはないが、今後予防接種のデジタル化などにより行政・医療機関・住民間での情報連携体制が構築される予定である。また担当者の変更やネットワーク体制が大幅に変わることにより担当職員の知識理解が優先されるべきことと考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月12日	表紙 個人のプライバシー等の権利	紀美野町長は、	紀美野町は、	事前	再実施での見直し修正
令和4年9月12日	I 関連情報 事務の概要	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。	事前	再実施での見直し修正
	表紙 公表日	2021/12/26	2022/9/12	事前	再実施での時点更新
令和4年9月12日	I 関連情報 連絡先	紀美野町総務課 〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木	紀美野町保健福祉課 〒640-1121和歌山県海草郡紀美野町下佐々	事前	再実施での時点更新
令和4年9月12日	IIしきい値判断項目 I. 対象人数	令和3年12月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事前	再実施での時点更新
令和4年9月12日	IIしきい値判断項目 I. 取扱者数	令和3年12月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事前	再実施での時点更新
令和5年5月2日	法令上の根拠	情報照会： 番号法第19条8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項	情報照会： 番号法第19条8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項	事後	再実施での見直し修正
令和5年5月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	課長	保健福祉課長	事後	再実施での見直し修正
令和5年5月2日	IIしきい値判断項目 I. 対象人数	令和4年9月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事前	再実施での見直し修正
令和5年5月2日	IIしきい値判断項目 I. 取扱者数	令和4年9月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事前	再実施での見直し修正
令和7年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> <li>・対象者への各種通知</li> <li>・予防接種の実施</li> <li>・接種歴の登録及び管理</li> <li>・医療機関に対する予防接種の実施委託料の支払い</li> </ul>	<p>予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルを取り扱う業務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①予防接種法による予防接種の実施、委託料支払い、実費の徴収に関する事務</li> <li>②対象者に個人通知するための情報を管理する。</li> <li>③接種等の記録(氏名、年齢、住所、実施日、接種医療機関等)を管理する。</li> <li>④接種等の記録から統計報告を行う。</li> <li>⑤マイナポータルのサービス検索による被接種者への接種記録の提供を行う。</li> <li>⑥予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> </ol> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として</p>	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年11月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項、別表第一 第10項・内閣府・総務省令第10条</li> <li>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> </ul>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 第9条第1項 別表第14項並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第10条</p>	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会： 番号法第19条8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項 情報提供： 番号法第19条8号、別表第二 16の2項、16の3項、内閣府・総務省第7号 第12条の2	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第2条 表25項、表27項、表28項、表29項  ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第27条、第28条、第155条、第156条	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年11月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年11月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年11月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	項目追加	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年11月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目追加	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更